

## 面 生 新

第三者あつせん機関  
設置の是非  
員人選の一任「結  
論に従う」の一点に  
ついて、会社、互助

出を求めたが、互助会側は後者に  
ついての確約を見合わせた▼委員  
の人選は厚生省に一任するが、委  
員会の結論に従うという事前約束  
はできない—というのである。も  
しそんな確約をすれば、どんな不  
満な顔が出されても委員会の結論  
に従わねばならない、といった心  
配があるからだろう。互助会側が  
確約を破る気持ちは一応わからな  
いでもない▼だが、天下の注目を  
集めるあつせん機関として、互助  
会側が心配するようない加減な  
結論を出せるだろうか。あつせん  
を進める過程では、実情や意見を  
十分に確かめながら、誠意を持つ  
て双方の意見調整がなされるはず  
である。結論は簡単に出来るもの  
ではならぬ▼それはい、あつせんに  
当たる第三者の立ち場というもの  
も、無視してはなるまい。さんざ  
ん苦戦してあつせんを進めても、  
その結論が尊重されるかどうかわ  
からないというのでは、たとえ厚  
生省が三拜九拜して頼んだとして  
も、委員として交渉を受ける側は  
しり込みしかねまい▼第三者にあ  
つせんを依頼する以上は、その結  
論に従うというのが世間一般の常  
識であり、第三者機関を信頼して  
初めてあつせんは可能となる。

「確約書」を「依頼書」に修正し  
た互助会の申し入れに対し、山本  
厚生次官が「第三者機関の設置は  
むずかしい」と答えたのもこれま  
た当然だろう▼両当事者間の自主  
交渉では問題解決が困難なことは  
すでに試験済みである。とりつて  
第三者機関の設置もむずかしいと  
なれば、あとは訴訟に持ち込む以  
外にあるまい。しかし、裁判とな  
ると、この種事件の性質からいつ  
ても長期化は必至である▼できれ  
ばやはり第三者によるあつせん機  
関での解決が望ましい。いまだに  
「公営」かどうかで争われている  
段階なりともかへ、すでに公営で  
あることに争いがなくなっている  
以上、互助会はもう一度考え直し  
て第三者機関のあつせんにゆだね  
ることはできないものか▼結論導  
きの確約をまずとるかどうかは、  
結局は「信頼」の問題である。人  
選も一任し、結論にも従うとなれ  
ば、第三者機関も誠心誠意、公正  
な結論を打ち出すことに全力を上  
げるだろう。水俣病患者家庭互助  
会の再考を望みたい。